

# 工事に係る電子入札案件における電子くじの取扱いについて

## 1 概要

かながわ電子入札共同システム（以下、「電子入札システム」という。）により執行する工事入札案件において、開札の結果、予定価格と最低制限価格との間の範囲内での最低価格の入札が複数あった場合、落札候補者として事後審査を行う順番を電子入札システムによるくじ（以下、「電子くじ」という。）で決定します。

電子くじ引きの結果、第1順位となった落札候補者について事後審査を行い、審査の結果、資格が確認できた場合、落札者として決定します。

仮に、第1順位の落札候補者の資格確認ができなかった場合は、第2順位の落札候補者の事後審査を行います。以後、落札者が決定するまで、この処理を繰り返します。

## 2 落札候補者の事後審査順位付けの手順について

電子入札システムでは、あらかじめ入札書に入力されたくじ番号を基にして電子くじを実施することができます。その仕組み及び事後審査順位付けの手順は次のとおりです。

- (1) 抽選に参加する事業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。  
(くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします。)
- (2) 各事業者のくじ番号の合計値に、市が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数を加算した数値を抽選参加事業者数で除算し、その余りに1を加算した数を「当選数」とします。
- (3) 「順位番号」と「当選数」が一致する事業者が「当選者＝第1順位の落札候補者」となります。
- (4) 第2順位の落札候補者は、(くじ番号合計+判定日時ミリ秒) ÷ 抽選参加事業者数の余りに2を加算した者、3を加算した者を第3順位…としていきます。なお、余りに加算数値を足した数値が参加事業者数を超えたときは、当該数値から参加事業者数を引いた数の者になります。

### 【電子くじによる落札候補者の事後審査順位付けの決定例】

くじ引き判定日時 令和 xx 年 xx 月 00 日 13 時 5 分 24 秒 239 ミリ秒  
くじ番号合計 1388 (23+108+130+350+777)

順位 番号	事業者名	入札書提出日時	くじ 番号	落札候補者 審査順位
1	A	令和 xx 年 xx 月 xx 日 13 時 12 分	23	④
2	B	令和 xx 年 xx 月△△日 16 時 28 分	108	⑤
3	C	令和 xx 年 xx 月 xx 日 9 時 04 分	130	①
4	D	令和 xx 年 xx 月 xx 日 10 時 37 分	350	②
5	E	令和 xx 年 xx 月△△日 15 時 56 分	777	③

$$(1388 + 239) \div 5 = 325 \text{ 余り } 2 \quad \text{当選数} = 2 + 1 = \underline{\underline{3}}$$

### 3 事後審査の流れ

電子くじ引きについては、原則、疑義申立て期間（開札日の翌開庁日の正午まで）終了後の同日午後を実施します。

決定した第1順位の落札候補者には、事後審査書類の提出依頼を電話等で行うので、翌開庁日の正午までに、必要書類を小田原市総務部契約検査課あて持参して提出してください。

事後審査の結果、資格確認ができた場合は、その者を落札者として決定します。以後の流れは従来と変わりません。

一方、事後審査の結果、資格確認ができなかった場合は、その者の入札を無効とし、第2順位落札候補者に事後審査書類の提出依頼を電話等で行います。以後、落札者が決定するまで、この処理を繰り返します。

(小田原市総務部契約検査課契約係)